

# 第198回 定時株主総会 招集ご通知

## ■ 開催日時

2023年3月23日（木曜日）午前10時  
（受付開始：午前9時）

## ■ 開催場所

東京都文京区関口二丁目10番8号  
ホテル椿山荘東京 バンケット棟1階「胡蝶」  
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

## ■ 目次

第198回 定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	3
第1号議案 定款一部変更の件	
第2号議案 取締役6名選任の件	
第3号議案 監査役1名選任の件	
第4号議案 補欠監査役1名選任の件	
事業報告	9
連結計算書類	26
計算書類	36
監査報告書	44

- 新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、書面による事前の議決権行使をご推奨申し上げます。
- 株主様の座席間隔を拡げることから、ご利用できる席数も減少しております。
- 控室での喫茶サービスは中止とさせていただきます。また、お土産の配布はございませんので、何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。



(証券コード9173)  
2023年3月6日  
(電子提供措置の開始日2023年3月1日)

株 主 各 位

東京都港区海岸一丁目16番1号

東海汽船株式会社

代表取締役  
社 長 山 崎 潤 一

## 第198回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第198回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト  
に電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.tokaikisen.co.jp/company/>



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも  
掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスし  
て、銘柄名（東海汽船）または証券コード（9173）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/  
PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）により議決権を行使することができますの  
で、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行  
使書用紙に賛否をご表示いただき、2023年3月22日（水曜日）午後6時までには到着するようご  
返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

## 記

1. 日 時 2023年3月23日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2. 場 所 東京都文京区関口二丁目10番8号  
ホテル椿山荘東京 バンケット棟1階「胡蝶」  
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第198期（2022年1月1日から2022年12月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第198期（2022年1月1日から2022年12月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
  - 第1号議案 定款一部変更の件
  - 第2号議案 取締役6名選任の件
  - 第3号議案 監査役1名選任の件
  - 第4号議案 補欠監査役1名選任の件
4. 招集にあたっての  
決定事項
  1. 当社は法令および当社定款第19条の規定にて、株主総会資料の電子提供措置を導入しております。ご送付している書面は、書面交付請求に基づく電子提供措置事項記載書面を兼ねており、交付書面に記載されるべき情報がすべて含まれております。
  2. ご返送いただいた議決権行使書において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
  3. 第2号議案の賛否をご表示の際、一部の候補者につき異なる意思を表示される場合は、「株主総会参考書類」に記載の当該候補者の番号をご記入ください。

以 上

- 
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
  - 会場受付付近で、株主様のためのアルコール消毒液を配備しますので、ご使用していただきますようお願いいたします。
  - ご来場の株主様に対しまして検温を実施させていただきます。
  - 発熱や咳などの症状のある株主様には、入場をお断りする場合がございます。

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1 提案の理由

グループ会社内の、より柔軟な船員配乗を可能とするため、現行定款第2条（目的）につきまして、事業目的を追加するものであります。

#### 2 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1.～11. (条文省略) (新設) <u>12.</u> (条文省略)	(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1.～11. (現行どおり) <u>12. 船員派遣事業</u> <u>13.</u> (現行どおり)

第2号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。  
つきましては、取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。  
取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 数
1	やま ぎき じゅん いち 山 崎 潤 一 (1947年4月12日生)	1973年4月 当社入社 2000年10月 当社旅客部長 2004年3月 当社取締役総務部長 2009年3月 当社代表取締役社長 2013年6月 東京汽船株式会社社外取締役（現在） 2015年4月 当社代表取締役社長営業本部長 2016年6月 小笠原海運株式会社代表取締役社長 2020年6月 同社代表取締役 2021年3月 当社代表取締役社長執行役員営業本部長（現在）  (重要な兼職の状況) 東京汽船株式会社社外取締役	4,600株
2	社外 わか ばやし えい いち 若 林 英 一 (1960年9月21日生)	1991年10月 同和鉱業株式会社（現 DOWAホールディングス株式会社）入社 2009年6月 DOWAエレクトロニクス岡山株式会社取締役 2010年9月 DOWAマネジメントサービス株式会社取締役 2012年4月 DOWAホールディングス株式会社総務・法務部門部長 2012年4月 DOWAエレクトロニクス株式会社取締役 2018年3月 当社取締役（現在） 2018年4月 DOWAホールディングス株式会社執行役員情報システム部長 2018年4月 DOWAマネジメントサービス株式会社代表取締役社長（現在） 2021年4月 DOWAホールディングス株式会社執行役員総務・法務部長 兼 秘書室長 兼 情報システム部長（現在） 2021年4月 DOWA興産株式会社代表取締役社長（現在） 2022年7月 神島化学工業株式会社社外監査役（現在）  (重要な兼職の状況) DOWAホールディングス株式会社執行役員 総務・法務部長 兼 秘書室長 兼 情報システム部長 DOWAマネジメントサービス株式会社代表取締役社長 DOWA興産株式会社代表取締役社長 神島化学工業株式会社社外監査役	0株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 数
3	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">社外</div> さいとう ひろゆき 齊藤 宏之 (1960年10月6日生)	1995年 6月 東京汽船株式会社取締役 1997年 6月 同社取締役事業企画部長 2001年 6月 同社専務取締役総務部・事業企画部管掌 2003年 6月 同社代表取締役専務取締役総務部・事業企画部管掌  2009年 6月 同社代表取締役社長 (現在) 2021年 3月 当社取締役 (現在) 2021年 4月 T-KOS株式会社代表取締役社長 (現在) 2021年 6月 東京湾フェリー株式会社代表取締役社長 (現在) 2021年 6月 株式会社ポートサービス代表取締役社長 (現在)  (重要な兼職の状況) 東京汽船株式会社代表取締役社長 東京湾フェリー株式会社代表取締役社長 株式会社ポートサービス代表取締役社長 T-KOS株式会社代表取締役社長	0株
4	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">新任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-left: 10px;">社外</div> さくら い かず ひで 櫻井 和秀 (1966年1月8日生)	1988年 4月 京浜急行電鉄株式会社入社 2019年 6月 同社執行役員 2022年 4月 同社常務執行役員 2022年 4月 同社鉄道本部長 (現在) 2022年 4月 同社品川推進室担当 2022年 6月 同社取締役常務執行役員 (現在) 2022年 9月 同社生活事業創造本部品川開発推進部担当 (現在)  (重要な兼職の状況) 京浜急行電鉄株式会社取締役常務執行役員鉄道本部長 兼 生活事業創造本部品川開発推進部担当	0株
5	さくら い かおる 櫻井 薫 (1958年5月24日生)	1986年11月 当社入社 2009年 3月 当社総務部長 2010年 4月 当社船舶部長 2015年 3月 当社取締役船舶部長 2015年 4月 当社取締役運航本部長 兼 船舶部長 2021年 3月 当社取締役執行役員運航本部長 兼 船舶部長 (現在)	2,200株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 数
6	くら さき よし のり 倉 崎 嘉 典 (1962年3月15日生)	1985年4月 株式会社日本興業銀行（現 株式会社みずほ銀行）入行 2014年4月 株式会社みずほ銀行営業第十六部付参事役 2015年4月 当社入社 総務部長 2016年4月 当社内部統制部長 2019年7月 当社総務部長 2020年4月 当社執行役員管理本部長 兼 総務部長 2021年3月 当社取締役執行役員管理本部長 兼 総務部長 (現在)	2,200株

- 注) 1 各取締役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
- 2 取締役候補者のうち若林英一、齊藤宏之、櫻井和秀の3氏は、社外取締役候補者であります。
- 3 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要
- ① 若林英一氏を社外取締役候補者とした理由は、非鉄金属業界における長年の経験と、総務・法務部門の責任者としての豊富な知見を、当社取締役会の監督機能強化に役立てていただいております。引き続き、当該経験・知見を活かして取締役の業務執行に対する監督・助言をいただくことを期待したためであります。
- 同氏は、2018年3月より、当社の社外取締役に就任しており、その在任期間は本総会終結の時をもって5年であります。
- ② 齊藤宏之氏を社外取締役候補者とした理由は、海運業界における長年の経験と、経営者としての豊富な経験を当社取締役会の監督機能強化に役立てていただいております。引き続き、当該経験・知見を活かして取締役の業務執行に対する監督・助言をいただくことを期待したためであります。同氏は、2021年3月より、当社の社外取締役に就任しており、その在任期間は本総会終結の時をもって2年であります。
- ③ 櫻井和秀氏を社外取締役候補者とした理由は、陸運業界における長年の経験と、経営者としての豊富な経験を当社取締役会の監督機能強化に役立てていただくことを期待したためであります。
- 4 責任限定契約の締結について  
当社は、若林英一、齊藤宏之の両氏との間に、会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。また、両氏の選任が承認された場合、当社は両氏との間で、当該契約を継続する予定であります。
- また、櫻井和秀氏の選任が承認された場合、同氏との間に、当該契約を締結する予定であります。
- 5 役員等賠償責任保険契約について  
当社は取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期中で当該保険契約を更新する予定であります。

### 第3号議案 監査役1名選任の件

監査役藤間修氏は、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。  
 つきましては、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。  
 なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。  
 監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社 株式数
ふじ ま おさむ 藤 間 修 (1957年1月30日生)	1982年4月 当社入社 2003年1月 当社船舶部長 2014年6月 当社内部統制担当部長 2016年4月 当社総務部長 2017年11月 当社旅客部門営業担当部長 2018年10月 伊豆諸島開発株式会社代表取締役社長 2019年10月 東京ヴァンテアンクルーズ株式会社常務取締役 2020年3月 同社代表取締役社長 2021年1月 当社内部統制部長 2021年10月 当社監査役(現在)	1,200株

- 注) 1 監査役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。  
 2 役員等賠償責任保険契約の概要

当社は監査役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。本議案において藤間修氏の選任をご承認いただいた場合、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。

#### 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴および重要な兼職の状況	所有する当社 株式数
<p style="text-align: center;">[社外]</p> <p style="text-align: center;">いし かわ に ひ こ 石 川 二 比 古 (1949年7月30日生)</p>	<p>1973年 3 月 富士急行株式会社入社                      2002年 4 月 ハイランドリゾート株式会社代表取締役社長                      2004年 4 月 富士急行株式会社人事部長                      2004年 6 月 同社取締役                      2005年12月 同社監査室長兼人事部長兼総務部長                      2007年 6 月 株式会社富士急ハイランド代表取締役社長                      2009年 4 月 株式会社エイチ・アール・エヌ代表取締役社長                      2012年 6 月 富士急行株式会社取締役退任                      2012年 6 月 富士急トラベル株式会社代表取締役社長                      2016年10月 富士急行株式会社社長室統括（現在）                      (重要な兼職の状況)                      富士急行株式会社社長室統括</p>	0株

- 注) 1 補欠監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- 2 石川二比古氏は補欠の社外監査役候補者です。
- 3 補欠の社外監査役候補者とした理由  
 上場会社の人事・総務担当取締役として培われた専門的な知識、経験等を当社の監査体制にいかしていただくため、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。  
 また、同氏が職務を適切に遂行することができるものと判断した理由は、前述の実務経験を有することなどを総合的に勘案したためであります。
- 4 責任限定契約の概要  
 本議案において石川二比古氏の選任をご承認いただき、かつ同氏が監査役に就任した場合、当社は同氏との間で、会社法第423条第1項に定める責任について、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結する予定であります。
- 5 役員等賠償責任保険契約の概要  
 当社は監査役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である監査役がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。なお、候補者が補欠監査役に選任され、監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。

以 上

# 事 業 報 告

(2022年1月1日から2022年12月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が続き、企業収益について一部に弱さが見られるものの総じて改善しているほか、個人消費が持ち直す等、景気は緩やかに回復しています。先行きについては、ウィズコロナの新たな段階への移行が進められる中、各種政策の効果もあって、景気が持ち直していくことが期待されます。ただし、ウクライナ情勢等による不透明感が見られる中で、原油価格の高止まり、原材料価格の上昇、供給面での制約等による下振れリスクに十分注意する必要があります。

当社グループを取り巻く環境は引き続き厳しく、当連結会計年度は、前期比較では、乗船客数及び関連する大島島内でのホテルやバスなどの利用は回復傾向となりましたが、コロナ禍以前との比較では乗船客数は約7割の水準に留まっています。一方で貨物輸送量は、生活関連品目、工事関連品目共に堅調に推移しました。

このような状況の下、当社グループでは、流動性資金を確保し、コスト削減に加えて各種補助制度の利用に努め、また三密の回避、船内換気、従業員のワクチン接種促進など感染拡大防止に取り組みながら安全運航に努めました。

この結果、当連結会計年度の業績は、乗船客数の増加、連結子会社化した小笠原海運株式会社の売上高を前期で取り込んだこと、国及び東京都からの支援等により、売上高は139億2千9百万円（前期108億1千万円）と大幅に増加しました。費用面で船舶燃料費、船舶修繕費等の増加がありましたが、営業利益は4億5千2百万円（前期1億9千7百万円）、営業外費用に固定資産除却損を9千2百万円計上したことなどにより、経常利益は2億9千9百万円（前期2億3千4百万円）、親会社株主に帰属する当期純利益は1億8千万円（前期純損失7千8百万円）となりました。

(注) 当連結会計年度に含まれる小笠原海運株式会社の売上高は26億7千6百万円、営業利益は1億7千万円です。

また、個別業績につきましては、売上高は104億1千6百万円（前期87億2千6百万円）、営業利益は2億5百万円（前期営業損失8千1百万円）、経常利益は6千万円（前期経常損失1億4百万円）、当期純利益は8千3百万円（前期純損失1億6千2百万円）となりました。

	当 連 結 会 計 年 度	前 期 比
売 上 高	13,929百万円	3,119百万円
営 業 利 益	452百万円	254百万円
経 常 利 益	299百万円	64百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	180百万円	259百万円

セグメント別の業績は、次のとおりです。

### セグメント別売上高

	当連結会計年度	前 期 比	増 減 率
海 運 関 連 事 業	12,240百万円	2,719百万円	28.6%
商 事 料 飲 事 業	1,388百万円	310百万円	28.8%
ホ テ ル 事 業	262百万円	92百万円	54.4%
旅 客 自 動 車 運 送 事 業	257百万円	33百万円	15.1%
調 整 額	△218百万円	△37百万円	—
合 計	13,929百万円	3,119百万円	28.9%

### <海運関連事業>

主力の海運関連事業の旅客部門は、年初から新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置が続く中、前年はオンライン開催であった大島の最大イベント「椿まつり」が本年は通常開催となったことから、個人向け商品の営業を強化しました。行動制限解除後は、高速ジェット船就航20周年を記念した東京湾周遊クルーズ、ジェット船の臨時運航（御前崎、焼津、田子の浦など）、他社との御船印船ツアーの共同開催、都民割を活用した企画商品販売等により集客に努めました。最多客期となる夏季は、3年ぶりに運航再開した夏の風物詩である東京湾納涼船に多くのお客様がゆかた姿で乗船し夜景を楽しんでいただくなど好評を博しました。この結果、乗船客数は63万3千人（前期38万9千人）と大幅に増加し、船舶燃料費や船舶修繕費の増加がありました。一方、国及び東京都からの支援により生活航路の維持を図ることができました。一方、貨物部門は、お客様の利便性と集荷効率の引き上げを引き続き図り、集荷に遺漏がないように取り組んだ結果、生活関連品目、工事関連品目共に堅調に推移し、貨物取扱量は全島で30万6千トン（前期30万トン）となりました。尚、当期については、小笠原海運株式会社の乗船客数4万9千人、貨物取扱量2万3千トンを取り込んでおります。

小笠原航路については、事前のPCR検査を継続実施するなど感染防止を行いながら、安全運航と集客に努めました。また、5月のドック入渠時には昨年へ続き、さるびあ丸が代替運航しました。

この結果、当事業の売上高は、122億4千万円（前期95億2千万円）、費用面で船舶燃料費、船舶修繕費等の増加がありましたが、営業利益は8億5千万円（前期6億1千9百万円）となりました。

### ＜商事料飲事業＞

商事部門は、関係先と連携を密にし工事情報を積極的に収集するなど販売強化に取り組み、島しょ向けセメント、船舶燃料等の販売が増加しました。また料飲部門も、東京湾納涼船の運航再開により売上が増加しました。なお、商事部門においては、島しょ向け生活通販「ショップ東海」と島産品の全国向け販売「島ぽち」のECサイトを積極的にPRし、島民の皆様の利便性向上と物流の活性化に取り組んでおります。

この結果、当事業の売上高は13億8千8百万円（前期10億7千7百万円）、費用面で仕入価格の上昇や人件費の増加等があり、営業利益は8千7百万円（前期8千9百万円）となりました。

### ＜ホテル事業＞

大島温泉ホテル事業は、新型コロナウイルス感染症防止対策を行いながら、大島の豊富な海の幸の料理・高品質の源泉掛け流し温泉・露天風呂からの三原山の眺望など、「島の魅力」を前面に押し出した営業活動を行いました。大島の最大イベント「椿まつり」が通常開催され、個人向けに造成したワクチン接種割引などの宿泊プランを中心に宿泊客は増加し、また行動制限解除後は、都民割を活用した宿泊プランなどで集客に努めました。

この結果、当事業の売上高は2億6千2百万円（前期1億7千万円）、営業損失は8百万円（前期営業損失5千4百万円）となりました。

### ＜旅客自動車運送事業＞

当事業の中心となる大島島内におけるバス部門は、お客様に安心してご乗車いただくため、「安全運行」と「良質のサービスの提供」を基本理念とした安全方針に基づき、全社一丸となって安全運行に取り組んでおり、貸切バスにおいては、日本バス協会の安全性評価制度における最高評価となる三ツ星を更新するなど長期優良事業者として認定を受けております。大島の最大イベント「椿まつり」が通常開催されたことから乗客数は増加し、また行動制限解除後は、観光バスプランの需要や夏休みシーズン・秋の行楽シーズンの旅行客もあり、乗客数は増加しました。

この結果、当事業の売上高は2億5千7百万円（前期2億2千3百万円）、営業損失は4百万円（前期営業損失2千7百万円）となりました。なお、定期路線バスにおいては大島町から継続的な支援を受けております。

## (2) 対処すべき課題

今後のわが国の経済は、ウィズコロナの新たな段階への移行が進むと見込まれますが、ウクライナ情勢の影響など、先行きは不透明な状況が続くと見込まれます。加えて、当社グループにとりましては原油価格の動向や、為替相場の変動、気象海象状況など、引き続き厳しく予断を許さない環境が続くものと予想されます。

当社グループは、基本理念である「安全運航」の徹底と「良質のサービスの提供」のもと、コロナ禍で減少した観光客の回復等、営業の再構築が課題となっています。

旅客部門は、東京諸島の観光資源の魅力と集客力を強化し、自然を楽しむツアーの展開など自然環境型観光の商品開発などで安心・安全な「東京の宝島への旅行」の提案に注力してまいります。また、再開した東京湾納涼船は、幅広い年齢層のお客様にお楽しみいただける船内空間を創出し、ブランドの再構築を図ります。

貨物部門は、工事関連の積極的な受注を図り、あわせて貨物事故防止を徹底し、またコンテナ管理を強化してまいります。

商事料飲事業は、更なる効率化を図ると共に早期に営業の第三の柱となるよう体制を強化し戦略的に取り組んでまいります。再開後2年目となる東京湾納涼船における船内販売の強化、ECサイト事業では取扱商品の充実と知名度の向上などにも取り組んでまいります。

ホテル事業は、バリアフリー対応を含めたサービス向上に取り組み、日本大学芸術学部とのコラボによる一部客室の改装なども最大限PRするなど営業強化により稼働率の向上を図ると共に、客単価アップとコスト低減を図ります。

旅客自動車運送事業は、貸切バス安全性評価制度三ツ星認定を更新し（2026年まで）、コロナ禍による観光客のニーズの変化を踏まえ、引き続き安全運行と収支改善に努めてまいります。

以上のとおり、各部門に亘って業績向上を図るため、一層の努力をいたす所存であります。

株主の皆様におかれましては、今後とも当社の経営に対し、従来と変わらぬご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

## (3) 設備投資の状況および資金調達の状況

当期の設備投資は、大島温泉ホテルの改修工事および船舶の改修工事などで、4億4千2百万円実施しました。

なお、資金調達に関しては、自己資金および借入金によって充当しております。

#### (4) 財産および損益の状況

企業集団の営業成績および財産の状況の推移

区 分	2019年度 第195期	2020年度 第196期	2021年度 第197期	2022年度 第198期 (当連結会計年度)
売 上 高	11,114百万円	8,970百万円	10,810百万円	13,929百万円
経常利益又は経常損失 (△)	3百万円	△322百万円	234百万円	299百万円
親会社株主に帰属する 当期純利益又は当期純損失 (△)	24百万円	△328百万円	△78百万円	180百万円
1株当たり当期純利益又は当期純損失 (△)	11円35銭	△149円54銭	△35円66銭	82円36銭
総 資 産	20,095百万円	21,431百万円	23,863百万円	23,705百万円
純 資 産	5,293百万円	4,837百万円	6,119百万円	6,338百万円

#### (5) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主な事業内容
東海マリンサービス株式会社	10百万円	100.0%	海 運 代 理 店 業
大島マリンサービス株式会社	10百万円	100.0%	海 運 代 理 店 業
八丈マリンサービス株式会社	10百万円	100.0%	海 運 代 理 店 業
東海シップサービス株式会社	10百万円	100.0%	船 内 サ ー ビ ス 業
東汽商事株式会社	10百万円	100.0%	売 店 食 堂 の 経 営
東汽観光株式会社	10百万円	100.0%	ホ テ ル 業
大島旅客自動車株式会社	10百万円	100.0%	旅 客 自 動 車 運 送 業
小笠原海運株式会社	10百万円	51.0%	旅 客 定 期 航 路 事 業
伊豆七島海運株式会社	44百万円	※46.6%	内 航 海 運 業

(注) ※印は、間接所有を含む出資比率です。

## (6) 主要な事業内容

当社グループは、海運関連事業、商事料飲事業、ホテル事業および旅客自動車運送事業を営んでおります。事業の内容は次のとおりであります。

- ① 海運関連事業……………当社は、東京諸島と本土間を結ぶ旅客・貨物の定期航路事業および東京湾内周遊の事業を行っております。  
小笠原海運(株)は、小笠原諸島と本土間を結ぶ旅客・貨物の定期航路事業を行っております。  
伊豆七島海運(株)は、東京諸島と本土間を結ぶ貨物の運送事業を行っております。  
東海シップサービス(株)は、船内サービス業を行っております。  
東海マリンサービス(株)・大島マリンサービス(株)・八丈マリンサービス(株)および伊東港運(株)は、海運代理店業を行っております。  
東海技術サービス(株)は、ジェットフォイルの船体、機関の整備を中心とした船舶修理業を営んでおります。
- ② 商事料飲事業……………当社および東汽商事(株)は、船内および船客待合所内での料飲販売・食堂の経営、東京諸島での生活必需品・建設資材の供給を目的とした商事活動を営んでおります。
- ③ ホテル事業……………東汽観光(株)は、大島においてホテル業を営んでおります。
- ④ 旅客自動車運送事業…大島旅客自動車(株)は、大島島内でのバスの運行を行っております。  
東海自動車サービス(株)は、大島において自動車整備業を営んでおります。

## (7) 主要な事業所

### ① 当社の主要な事業所

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本 社	東京都港区	利 島 営 業 所	東京都利島村
竹 芝 営 業 所	東京都港区	新 島 営 業 所	東京都新島村
芝 浦 営 業 所	東京都港区	式 根 島 営 業 所	東京都新島村
横 浜 営 業 所	神奈川県横浜市	神 津 島 営 業 所	東京都神津島村
久 里 浜 営 業 所	神奈川県横須賀市	三 宅 島 営 業 所	東京都三宅村
熱 海 営 業 所	静岡県熱海市	御 蔵 島 営 業 所	東京都御蔵島村
伊 東 営 業 所	静岡県伊東市	八 丈 島 営 業 所	東京都八丈町
大 島 営 業 所	東京都大島町		

### ② 子会社の主要な事業所

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
東海マリンサービス(株)	東京都港区	東 汽 観 光 (株)	東京都大島町
大島マリンサービス(株)	東京都大島町	大 島 旅 客 自 動 車 (株)	東京都大島町
八丈マリンサービス(株)	東京都八丈町	小 笠 原 海 運 (株)	東京都港区
東海シップサービス(株)	東京都港区	伊 豆 七 島 海 運 (株)	東京都港区
東 汽 商 事 (株)	東京都港区		

## (8) 従業員の状況

当期末従業員数	前 期 末 比	平 均 年 齢	平均勤続年数
359名	10名減	43.1才	14.1年

## (9) 主要な借入先の状況

借 入 先	期 末 借 入 金 残 高
独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構	10,800百万円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	800百万円

## (10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

記載すべき事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 8,800,000株
- (2) 発行済株式の総数 2,200,000株 (自己株式5,291株を含む)
- (3) 当期末株主数 6,882名

### (4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数	持 株 比 率
藤 田 観 光 株 式 会 社	396千株	18.04%
DOWA ホールディングス株式会社	150千株	6.83%
東 京 汽 船 株 式 会 社	75千株	3.45%
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	52千株	2.39%
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (三井住友信託銀行再信託分・京浜急行電鉄株式会社退職給付信託口)	51千株	2.32%
ENEOS ホールディングス株式会社	50千株	2.27%
東 海 汽 船 従 業 員 持 株 会	40千株	1.83%
み ず ほ 信 託 銀 行 株 式 会 社	35千株	1.59%
内 海 造 船 株 式 会 社	33千株	1.50%
株 式 会 社 恵 興	23千株	1.04%

- (注) 1. 大株主は、2022年12月31日現在の株主名簿によるものであります。  
2. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。  
3. 持株比率は、自己株式 (5,291株) を控除して計算しております。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役および監査役の状況 (2022年12月31日現在)

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
山崎潤一	代表取締役社長執行役員 (営業本部長)	東京汽船株式会社社外取締役
若林英一	取締役	DOWAホールディングス株式会社執行役員 総務・法務部長 兼 秘書室長 兼 情報システム部長 DOWAマネジメントサービス株式会社代表取締役社長 DOWA興産株式会社代表取締役社長 神島化学工業株式会社社外監査役
道平隆	取締役	京浜急行電鉄株式会社顧問 京急建設株式会社代表取締役社長
齊藤宏之	取締役	東京汽船株式会社代表取締役社長 東京湾フェリー株式会社代表取締役社長 株式会社ポートサービス代表取締役社長 T-KOS株式会社代表取締役社長
櫻井薫	取締役執行役員 (運航本部長)	
倉崎嘉典	取締役執行役員 (管理本部長)	
藤間修	常勤監査役	
竹崎啓介	常勤監査役	
宇田川秀人	監査役	

- (注) 1. 取締役若林英一氏、道平隆氏および齊藤宏之氏は、社外取締役であります。  
 2. 監査役竹崎啓介氏および宇田川秀人氏は、社外監査役であります。  
 3. 取締役道平隆氏および齊藤宏之氏、監査役宇田川秀人氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。  
 4. 当事業年度中の監査役の異動は次のとおりであります。  
 2022年3月24日開催の第197回定時株主総会終結の時をもって、牧野龍裕氏は監査役を退任いたしました。  
 2022年3月24日開催の第197回定時株主総会において、竹崎啓介氏が監査役に新たに選任され、就任いたしました。

## (2) 取締役および監査役の報酬等の額

### ① 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支給人数	報酬等の額
取締役	6名	62百万円
監査役	4名	23百万円

- (注) 1. 社外役員6名の報酬等の総額は、18百万円であります。  
2. 上記のほかに、社外役員が当社の子会社から受けた役員としての報酬額は8百万円であります。

### ② 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

#### ア 当該方針の決定の方法

当社は、2021年2月15日開催の取締役会において、次項イに記載のとおり取締役の個人別の報酬の内容に係る決定方針を定めております。

#### イ 当該方針の概要

- ・ 各役員の役割や責任に応じた報酬体系とし、透明性と公平性を確保する。
- ・ 金銭のみの固定報酬とする。
- ・ 競争力のある優秀な人材を確保・維持できる報酬水準とする。
- ・ 離島航路の維持に努める公共的立場や、その業績は自然災害や燃料油価格等、不確定要素に左右され、役員の貢献度が必ずしも企業業績に反映するとは限らないため、数値指標と報酬のリンクは必ずしも適切な動機付けにはならないと判断し、直接的業績連動または非金銭等による取締役報酬の付与は行わない。
- ・ 取締役の報酬は、会社の財務的な制約の範囲で、取締役の役位、常勤・非常勤の別等を個別に勘案し、従業員給与とのバランスおよび一般水準に応じ決定する。

#### ウ 当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等については、株主総会で承認された限度額の範囲内で経営会議において決定しております。経営会議には業務執行取締役に加えて常勤監査役も参加し、取締役会で定めた決定方針との整合性も含めた多角的な検討を行っており、取締役会はその内容が当該方針に沿うものであると判断しております。

### ③ 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

2013年3月26日開催の第188回定時株主総会において、取締役の報酬限度額を月額15百万円以内（員数8名 使用人兼務取締役の使用人分給与を除く。）、2018年3月27日開催の第193回定時株主総会において、監査役の報酬限度額を月額3百万円以内（員数4名）と決議しております。

#### ④取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役の個人別報酬額決定については、代表取締役社長執行役員営業本部長山崎潤一、取締役執行役員運航本部長櫻井薫、取締役執行役員管理本部長倉崎嘉典、常勤監査役藤間修、常勤監査役竹崎啓介を構成員とする経営会議において、会社の財務的な制約の範囲で、取締役の役位、常勤・非常勤の別等を個別に勘案し決定しております。これらの権限を委任した理由は、会社の事業運営全体を統括する業務執行取締役が報酬案を作成し、常勤監査役の監督の下で多角的な検討を行ったうえで決定することが最も相応しいと判断しているためであります。

### (3) 社外役員に関する事項

〈取締役 若林 英一〉

#### ① 他の法人等の業務執行者の兼職状況

同氏は、DOWAホールディングス株式会社の執行役員、総務・法務部長、秘書室長、情報システム部長、同社の子会社であるDOWAマネジメントサービス株式会社の代表取締役社長、DOWA興産株式会社の代表取締役社長を兼務しており、DOWAホールディングス株式会社は当社の発行済株式（除、自己株式）の6.83%を保有する大株主であります。

#### ② 他の法人等の社外役員の兼職状況

同氏は、神島化学工業株式会社の社外監査役を兼務しております。同社と当社との間に特別な関係はありません。

#### ③ 主な活動状況

取締役会にはすべて出席し、主に企業経営に関する豊富な経験と幅広い見識に基づき、適宜必要な発言を行いました。

〈取締役 道平 隆〉

#### ① 他の法人等の業務執行者の兼職状況

同氏は、京浜急行電鉄株式会社の顧問ならびに同社の子会社である京急建設株式会社の代表取締役社長を兼務しており、京浜急行電鉄株式会社は当社の発行済株式（除、自己株式）の2.32%を保有する大株主であります。

#### ② 他の法人等の社外役員の兼職状況

該当ありません。

#### ③ 主な活動状況

取締役会には概ね出席し、主に企業経営に関する豊富な経験と幅広い見識に基づき、適宜必要な発言を行いました。

〈取締役 齊藤 宏之〉

① 他の法人等の業務執行者の兼職状況

同氏は、東京汽船株式会社の代表取締役社長、同社の子会社である東京湾フェリー株式会社の代表取締役社長、株式会社ポートサービスの代表取締役社長、T-KOS株式会社の代表取締役社長を兼務しており、東京汽船株式会社は当社の発行済株式（除、自己株式）の3.45%を保有する大株主であります。

② 他の法人等の社外役員の兼職状況

該当ありません。

③ 主な活動状況

取締役会にはすべて出席し、主に企業経営に関する豊富な経験と幅広い見識に基づき、適宜必要な発言を行いました。

〈監査役 竹崎 啓介〉

① 他の法人等の業務執行者の兼職状況

該当ありません。

② 他の法人等の社外役員の兼職状況

該当ありません。

③ 主な活動状況

社外監査役就任後開催の取締役会ならびに監査役会にはすべて出席し、上場会社の経理担当責任者として培われた専門的な知識、経験に基づき、適宜必要な発言を行いました。

〈監査役 宇田川 秀人〉

① 他の法人等の業務執行者の兼職状況

該当ありません。

② 他の法人等の社外役員の兼職状況

該当ありません。

③ 主な活動状況

取締役会ならびに監査役会にはすべて出席し、上場会社の総務担当取締役として培われた専門的な知識、経験に基づき、適宜必要な発言を行いました。

#### **(4) 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要**

若林英一氏は非鉄金属業界における長年の経験と、総務・法務部門の責任者としての豊富な知見を、当社取締役会の監督機能強化に役立てていただくことを期待しており、当社取締役会において、その経験・知見に基づいた、様々な分野に関する積極的な発言をいただくなど、当社社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしていただいております。

道平隆氏は陸運業界における長年の経験と、経営者としての豊富な知見を、当社取締役会の監督機能強化に役立てていただくことを期待しており、当社取締役会において、その経験・知見に基づいた、様々な分野に関する積極的な発言をいただくなど、当社社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしていただいております。

齊藤宏之氏は海運業界における長年の経験と、経営者としての豊富な知見を当社取締役会の監督機能強化に役立てていただくことを期待しており、当社取締役会において、その経験・知見に基づいた、様々な分野に関する積極的な発言をいただくなど、当社社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしていただいております。

#### **(5) 責任限定契約の内容の概要**

当社は各社外取締役および各社外監査役（常勤監査役を除く）との間で、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、会社法第425条第1項に定める額を限度とする旨の責任限定契約を締結しております。

#### **(6) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要**

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を請求された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし被保険者が法令に違反することを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。

当該保険契約の被保険者の範囲は、当社および当社子会社の取締役・監査役、執行役員、管理職従業員であり、保険料は全額当社が負担しております。

## 4. 会計監査人に関する事項

### (1) 名称

東陽監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人に支払うべき報酬等の額

	合 計
公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬	24百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	24百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額は合計額で記載しております。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、原則として、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会の決議により、会計監査人の解任または不再任に関する議題を株主総会に提案します。

## 5. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

### (業務の適正を確保するための体制)

当社は、2015年5月12日開催の取締役会において、グループ内部統制システムに関する事項ならびに監査役の監査を支える体制の整備に関する事項の追加等の改正を決議しました。改正後の同方針は以下のとおりであります。

#### (1) 当社および子会社の取締役、使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、業務監査委員会を設置し、当社およびグループ会社における法令および定款の遵守に努めます。業務監査委員会は社長直轄とし、委員長は管理本部長、委員は総務部門・船舶部門のスタッフにより構成します。当社およびグループ会社の社員が業務監査委員会にコンプライアンスに関する通報等をした場合において、当該社員に不利益な取扱いはしないこととします。

また、当社およびグループ会社の事業における重要な意思決定を行う事項については、必要に応じて外部の専門家を起用し、事前にその法令および定款に適合しているかを検証します。

#### (2) 当会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

グループ会社における業務の適正を確保するために、取締役、監査役および各事業部門の責任者で構成するグループ経営会議を定期的実施します。

グループ経営会議では、経営上発生する重要事項またはグループ会社全般にわたる事項について十分に協議を行います。

#### (3) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制および子会社の取締役、使用人の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する事項

取締役の職務の執行に係る以下の文書その他重要な情報は、総務部門が管理を担当し、適切に保存します。また、グループ会社の取締役および使用人はグループ会社における以下の文書その他重要な情報の写しを当社に提出すると共に、必要に応じてグループ経営会議等にて当社へ報告するものとします。

- ・株主総会議事録と関連書類
- ・取締役会議事録と関連書類
- ・取締役が主催するその他重要な会議の議事録と関連書類
- ・取締役を決定者とする決定書類（稟議書）

以上の文書は、少なくとも10年間本社に備え置くものとし、当社の取締役・監査役は必要に応じて閲覧することができるものとします。

#### **(4) 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制**

当社およびグループ会社の事業に重大な影響を与えられとされるリスクとして、地震・噴火・火災等の大規模災害、船舶の運航上の事故、食品衛生に関する事故、予約システム機能に関する事故があり、この対応についての体制を整備します。

不測の事態が発生した場合は、当社の代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、必要に応じ顧問弁護士等を含む外部の専門家と相談し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整えることとします。

#### **(5) 当社および子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制として、取締役会を定期的  
に開催し、経営に関する重要事項については、事前に取締役および指名された者による経営会議  
において審議を行い、取締役会の決議を経て執行します。

取締役会の意思決定の正当性を高めるために、取締役のうち複数名は社外取締役とします。

グループ会社についても取締役会を定期的  
に開催し、重要事項および個別案件の決議を行うもの  
とします。

また、グループ経営会議において、グループ全体の基本戦略やグループ各社の経営計画を策定  
し、進捗状況を定期的に確認、検証することとします。

#### **(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する 事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項および当該使用人の取締役から の独立性に関する事項**

監査役からその職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合は、必要に応じて配置  
し、その職務にあたっては監査役の指示にのみ従うこととします。

なお、当該使用人の人事異動、評価、懲戒は監査役会の事前の同意を得るものとし、当該使用  
人の取締役からの独立性を確保するものとします。

**(7) 当社および子会社の取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制およびその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- ① 当社およびグループ会社の取締役および使用人は、当社の業務または業績に影響を与える重要な事項、法令違反、定款違反その他不正な行為の事実があった場合は、当社の監査役に報告するものとします。  
また、前記にかかわらず、当社の監査役は必要に応じて、当社およびグループ会社の取締役および使用人に対して、報告を求めることができるものとします。
- ② 当社の監査役は、当社およびグループ会社の取締役会その他重要な会議に出席し、必要に応じて説明ならびに書類の提示等を求めることができることとします。さらに、当社の監査役は会計監査人、グループ会社の監査役と意見および情報の交換に努め、連携して当社およびグループ会社の監査の実効性を確保します。  
また、代表取締役は、監査役と定期的な意見交換会を開催し、意思の疎通を図ることとします。
- ③ 監査役に報告した者に対して当該報告をしたことを理由として、いかなる不利益な取扱いも受けないものとします。
- ④ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求があった場合には、所定の手続きに従い、当該請求に係る費用が監査役職務の執行に必要なでないと明らかに認められる場合を除き、これに応じるものとします。

**(業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要)**

**(1) 監査役職務の執行について**

監査役は、取締役会への出席、代表取締役および経営幹部との意見交換、現場視察を実施しております。常勤監査役は、経営会議等の重要な会議に出席ならびに決裁文書の閲覧により、業務執行について監査の強化を図っております。また、会計監査人や内部統制部門による子会社への監査にも同行し、グループ全体としての業務執行の状況、法令の遵守状況を確認しております。

**(2) 財務報告に係る信頼性の確保に対する取り組み**

内部統制部門がグループ各社を含む重要な事業拠点に赴き、全社的な内部統制および業務プロセスの整備・評価を通じた業務の有効性、効率性の確保、資産の保全、事業活動に関わる法令等の遵守並びに財務報告の信頼性の確保を図りました。

**(3) 取締役職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制**

株主総会議事録、取締役会議事録等の法定文書のほか、重要な職務執行に係る情報が記録された文書および電磁的記録については、文書管理規程、個人情報保護規程等の社内規程に従い適切に保存しており、取締役および監査役が常時閲覧可能な状態にしております。

---

(注) 本事業報告中の金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 連結貸借対照表

(2022年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
<b>流 動 資 産</b>	<b>7,561,749</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>5,360,349</b>
現金及び預金	4,859,096	営業未払金	934,454
受取手形、営業未収金及び契約資産	1,766,144	短期借入金	3,549,131
商品及び製品	66,871	未払法人税等	90,608
原材料及び貯蔵品	700,416	賞与引当金	39,514
その他の	169,220	その他の	746,640
<b>固 定 資 産</b>	<b>16,144,122</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>12,006,960</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>15,018,948</b>	長期借入金	10,000,911
船	13,326,863	退職給付に係る負債	1,502,587
建物及び構築物	990,347	特別修繕引当金	440,040
土地	296,272	その他の	63,421
建設仮勘定	190,486	<b>負債合計</b>	<b>17,367,310</b>
その他の	214,979	(純資産の部)	
<b>無形固定資産</b>	<b>81,322</b>	<b>株 主 資 本</b>	<b>4,816,499</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>1,043,851</b>	資本金	1,100,000
投資有価証券	307,569	資本剰余金	693,565
繰延税金資産	605,475	利益剰余金	3,033,358
その他の	139,807	自己株式	△10,424
貸倒引当金	△9,000	その他の包括利益累計額	62,158
		その他有価証券	62,158
		評価差額金	
		非支配株主持分	1,459,904
		<b>純資産合計</b>	<b>6,338,562</b>
<b>資産合計</b>	<b>23,705,872</b>	<b>負債純資産合計</b>	<b>23,705,872</b>

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

(2022年1月1日から2022年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売上高	12,155,428	
その他の事業収益	1,774,538	13,929,966
売上原価	10,283,527	
その他の事業費用	1,731,191	12,014,718
<b>売上総利益</b>		<b>1,915,248</b>
販売費及び一般管理費		1,463,187
<b>営業利益</b>		<b>452,061</b>
営業外収益		
受取利息及び配当金	5,112	
助成金収入	18,867	
補助金収入	13,684	
賃貸料	14,555	
受取手数料	13,495	
その他	14,410	80,126
営業外費用		
支払利息	129,339	
固定資産除却損	92,050	
その他	11,355	232,745
<b>経常利益</b>		<b>299,442</b>
特別利益		
固定資産売却益	5,135	
国庫補助金	80,394	85,529
特別損失		
減損損失	12,279	
固定資産圧縮損	80,394	92,673
<b>税金等調整前当期純利益</b>		<b>292,298</b>
法人税、住民税及び事業税	95,003	
法人税等調整額	△40,447	54,555
<b>当期純利益</b>		<b>237,742</b>
非支配株主に帰属する当期純利益		56,988
<b>親会社株主に帰属する当期純利益</b>		<b>180,753</b>

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(2022年1月1日から2022年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	1,100,000	693,565	2,855,337	△10,217	4,638,684
会計方針の変更による累積的影響額	-	-	△2,732	-	△2,732
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,100,000	693,565	2,852,604	△10,217	4,635,952
当 期 変 動 額					
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	-	-	180,753	-	180,753
自己株式の取得	-	-	-	△206	△206
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	180,753	△206	180,547
当 期 末 残 高	1,100,000	693,565	3,033,358	△10,424	4,816,499

	その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	78,083	78,083	1,402,569	6,119,337
会計方針の変更による累積的影響額	-	-	-	△2,732
会計方針の変更を反映した当期首残高	78,083	78,083	1,402,569	6,116,605
当 期 変 動 額				
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	-	-	-	180,753
自己株式の取得	-	-	-	△206
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△15,925	△15,925	57,335	41,409
当期変動額合計	△15,925	△15,925	57,335	221,957
当 期 末 残 高	62,158	62,158	1,459,904	6,338,562

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

<連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等>

### 1. 連結の範囲に関する事項

#### (1) 連結子会社の数 12社

東汽観光(株)、東海技術サービス(株)、東海マリンサービス(株)、東海自動車サービス(株)、東汽商事(株)、大島旅客自動車(株)、大島マリンサービス(株)、八丈マリンサービス(株)、伊東港運(株)、東海シップサービス(株)、伊豆七島海運(株)および小笠原海運(株)であります。

### 2. 持分法の適用に関する事項

#### (1) 持分法を適用した非連結子会社

該当事項はありません。

#### (2) 持分法を適用した関連会社

該当事項はありません。

#### (3) 持分法を適用しない非連結子会社および関連会社の名称

伊豆諸島開発(株)であります。

持分法を適用しない理由

持分法非適用会社は、当期純損益および利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、小笠原海運(株)の決算日は3月31日であり、当社の決算日と異なっております。

連結計算書類の作成にあたって、小笠原海運(株)については、2022年12月31日を決算日とみなした仮決算に基づく計算書類を使用しております。

なお、その他の連結子会社の事業年度の末日は連結決算日と一致しております。

### 4. 会計方針に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準および評価方法

##### ① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

##### ② 棚卸資産

先入先出法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

#### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、船舶および1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は、船舶8～35年、建物及び構築物3～50年であります。

- ② 無形固定資産（リース資産を除く）  
定額法  
なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。  
ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
- ③ リース資産  
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。
- (3) 引当金の計上基準
  - ① 貸倒引当金  
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
  - ② 賞与引当金  
従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
  - ③ 特別修繕引当金  
船舶の定期検査費用に備えるため、修繕見積額に基づき計上しております。
- (4) 退職給付に係る会計処理の方法  
退職金規程に基づく退職一時金制度を採用し、退職一時金の一部を中小企業退職金共済制度から支給する制度であります。当社および連結子会社は、退職給付に係る負債および退職給付費用の計算の際に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする簡便法を適用しております。
- (5) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項
  - ① 船舶建造借入金の支払利息の計上方法  
船舶建造借入金の建造期間にかかる支払利息については、取得価額に算入しております。
  - ② 消費税等の会計処理  
消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

#### <会計方針の変更に関する注記>

##### (収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これにより、海運業収益に含まれる船客運賃、貨物運賃、及び対応する海運業費用の計上については、従来、乗船基準及び積荷基準を採用しておりましたが、当連結会計年度の期首より、航海の経過日数に基づいて計上する方法に変更いたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用していません。

この結果、当連結会計年度の売上高は451千円減少し、売上原価は497千円減少し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ46千円増加しております。また、利益剰余金の当期首残高は2,732千円減少しております。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び営業未収金」は、当連結会計年度より「受取手形、営業未収金及び契約資産」に含めて表示することとしております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

<収益認識に関する注記>

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	海運関連事業	商事料飲事業	ホテル事業	旅客自動車 運送事業	計
売上高					
顧客との契約から生 じる収益	10,106,025	1,262,063	262,827	178,741	11,809,657
その他の収益 (注)	2,049,403	—	—	70,906	2,120,309
外部顧客への売上高	12,155,428	1,262,063	262,827	249,647	13,929,966

(注) その他の収益は、事業活動の維持に必要な補助金収入等が含まれております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

取引の対価は、原則、履行義務の充足前に受領することになっており、また、履行義務の充足後に受領する場合においても、通常、短期のうちに支払期限が到来するため、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

3. 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	1,978,760
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	1,762,475
契約資産 (期首残高)	—
契約資産 (期末残高)	3,669

(2) 残高履行義務に配分した取引価格

当社グループでは残高履行義務に配分した総額及び収益の認識が見込まれる取引については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

<会計上の見積りに関する注記>

1. 固定資産の減損

(1) 連結計算書類に計上した金額

有形固定資産	15,018,948千円
無形固定資産	81,322千円
減損損失	12,279千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当社グループの保有する固定資産について、固定資産の減損に係る会計基準に基づき処理を実施しております。

2020年以降、新型コロナウイルス感染症の影響により、旅客自動車運送事業における割引前将来キャッシュ・フローが著しく低下しております。当連結会計年度においては、割引前将来キャッシュ・フローが帳簿価額を下回ったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失として計上しております。

減損損失の認識の判定に用いられる経済的残存使用年数、将来キャッシュ・フロー、割引率等について一定の仮定を設定しております。

これらの仮定は経営者の最善の見積りにより決定しておりますが、新型コロナウイルス感染症等の将来の不確実な経済条件の変動の結果により影響を受ける可能性があり、見直しが必要となった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産	605,475千円
--------	-----------

なお、上記繰延税金資産は繰延税金負債と相殺後の金額を表示しております。

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の認識は事業計画を基礎とした将来の課税所得の発生時期および金額の見積りに基づき行っております。当該見積りは、新型コロナウイルス感染症等の将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期および金額が見積りと異なった場合には、翌連結会計年度の連結計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

<追加情報>

(新型コロナウイルス感染症拡大に伴う会計上の見積りについて)

当社は、新型コロナウイルス感染症の影響について、今後の広がり方や収束時期等に関して不確実性が高い事象であると考えております。

上記事象が当社グループの業績に与える影響について、昨今の新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえ、2023年以降の一定期間においても当該影響が継続すると仮定し、会計上の見積りを行っております。なお、今後の業績推移が上述の仮定と乖離する場合には、当社グループの財政状態および経営成績に影響が生じる可能性があります。

<連結貸借対照表に関する注記>

1. 担保に供している資産

現金及び預金（定期預金）	291,602千円
船舶	132,025千円
計	423,628千円

担保に係る債務

短期借入金	882,970千円
長期借入金	85,100千円
（内、一年内返済予定の長期借入金）	(19,400千円)
計	968,070千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 11,195,811千円

上記減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

3. 圧縮記帳

国庫補助金の受領により固定資産の取得価額から控除した圧縮記帳額

船舶	4,064,933千円
建物及び構築物	1,995千円
その他（器具及び備品）	70,331千円
無形固定資産（ソフトウェア）	75,500千円
計	4,212,761千円

<連結株主資本等変動計算書に関する注記>

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数 普通株式 2,200,000株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

<金融商品に関する注記>

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、金融機関等からの借入により資金を調達しております。

受取手形、営業未収金及び契約資産に係る顧客の信用リスクは、与信管理を行いリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

短期借入金及び長期借入金は営業取引や設備投資を目的とした資金調達であります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年12月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 受取手形、営業未収金及び契約資産	1,766,144	1,766,144	－
(2) 投資有価証券 その他有価証券	263,682	263,682	－
資産計	2,029,827	2,029,827	－
(3) 営業未払金	934,454	934,454	－
(4) 短期借入金	3,549,131	3,543,014	△6,117
(5) 長期借入金	10,000,911	9,728,048	△272,863
負債計	14,484,497	14,205,517	△278,980

(※1) 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金が短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2) (4) 短期借入金には一年以内返済予定の長期借入金が含まれております。

(注) 市場価格のない非上場株式（連結貸借対照表計上額43,887千円）は、「(2) 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

## 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価額により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度（2022年12月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株    式	263,682	－	－	263,682
資産計	263,682	－	－	263,682

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品  
当連結会計年度(2022年12月31日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
受取手形、営業未収金及び契約資産	—	1,766,144	—	1,766,144
資産計	—	1,766,144	—	1,766,144
営業未払金	—	934,454	—	934,454
短期借入金	—	3,543,014	—	3,543,014
長期借入金	—	9,728,048	—	9,728,048
負債計	—	14,205,517	—	14,205,517

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

受取手形、営業未収金及び契約資産、営業未払金、短期借入金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいと考えられ、レベル2の時価に分類しております。なお、短期借入金に計上されている一年内返済予定の長期借入金については、下記「長期借入金」と同様の方法により時価を分類しております。

長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映することから、時価は帳簿価額と近似していると考えられレベル2の時価に分類しております。固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

<1株当たり情報に関する注記>

- |               |           |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 2,222円92銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 82円36銭    |

(注) 各注記の記載金額は全て千円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2022年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
<b>流動資産</b>	<b>4,605,325</b>	<b>流動負債</b>	<b>4,586,976</b>
現金及び預金	2,267,756	海運業未払金	714,934
海運業未収金及び契約資産	1,307,398	その他事業未払金	243,722
その他事業未収金	169,428	短期借入金	3,121,037
商品及び製品	29,232	未払金	4,677
原材料及び貯蔵品	644,838	未払費用	205,559
前払費用	39,050	未払法人税等	56,344
その他	178,621	未払消費税等	109,317
貸倒引当金	△31,000	前受金	25,228
		預り金	81,376
		賞与引当金	21,966
		その他	2,811
<b>固定資産</b>	<b>12,991,955</b>	<b>固定負債</b>	<b>9,674,961</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>11,872,352</b>	長期借入金	7,894,505
船舶	10,462,056	退職給付引当金	1,261,890
建築物	815,451	特別修繕引当金	403,590
機械及び装置	57,476	関係会社事業損失引当金	66,000
車両運搬具	4,097	その他	48,974
器具及び備品	27,572		
土地	82,899	<b>負債合計</b>	<b>14,261,938</b>
建設仮勘定	220,810	(純資産の部)	
その他	190,486	<b>株主資本</b>	<b>3,276,592</b>
	11,502	資本金	1,100,000
<b>無形固定資産</b>	<b>80,166</b>	資本剰余金	693,565
ソフトウェア	79,598	資本準備金	89,300
その他	567	その他資本剰余金	604,265
<b>投資その他の資産</b>	<b>1,039,436</b>	<b>利益剰余金</b>	<b>1,493,451</b>
投資有価証券	284,865	利益準備金	185,700
関係会社株	68,889	その他利益剰余金	1,307,751
長期貸付	853,000	固定資産圧縮積立	1,191
破産更生債権等	51,200	別途積立	200,000
長期前払費用	1,811	繰越利益剰余金	1,106,560
繰延税金資産	506,595	<b>自己株式</b>	<b>△10,424</b>
その他	104,075	評価・換算差額等	58,750
貸倒引当金	△831,000	その他有価証券	58,750
		評価差額金	
		<b>純資産合計</b>	<b>3,335,342</b>
<b>資産合計</b>	<b>17,597,281</b>	<b>負債純資産合計</b>	<b>17,597,281</b>

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(2022年1月1日から2022年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		
海 運 業 収 益	9,180,723	
そ の 他 事 業 収 益	1,235,698	10,416,422
売 上 原 価		
海 運 業 費 用	7,899,157	
そ の 他 事 業 費 用	1,144,098	9,043,256
<b>売 上 総 利 益</b>		<b>1,373,166</b>
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,167,414
<b>営 業 利 益</b>		<b>205,751</b>
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	36,636	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	76,000	
賃 貸 料	31,489	
そ の 他	21,971	166,097
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	99,279	
関 係 会 社 事 業 損 失 引 当 金 繰 入 額	66,000	
固 定 資 産 除 却 損	92,024	
そ の 他	53,699	311,004
<b>経 常 利 益</b>		<b>60,844</b>
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	5,135	
国 庫 補 助 金	75,500	80,635
特 別 損 失		
固 定 資 産 圧 縮 損		75,500
<b>税 引 前 当 期 純 利 益</b>		<b>65,980</b>
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	42,889	
法 人 税 等 調 整 額	△60,043	△17,153
<b>当 期 純 利 益</b>		<b>83,133</b>

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(2022年1月1日から2022年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金	
					固定資産 圧縮積立金	特別償却 準備金
当 期 首 残 高	1,100,000	89,300	604,265	185,700	2,382	41,969
会計方針の変更による累積的影響額	-	-	-	-	-	-
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,100,000	89,300	604,265	185,700	2,382	41,969
当 期 変 動 額						
固定資産圧縮積立金の取崩	-	-	-	-	△1,191	-
特別償却準備金の取崩	-	-	-	-	-	△41,969
当 期 純 利 益	-	-	-	-	-	-
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	△1,191	△41,969
当 期 末 残 高	1,100,000	89,300	604,265	185,700	1,191	-

	株 主 資 本				評価・換算差額等	純資産合計
	利 益 剰 余 金		自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	
	その他利益剰余金					
	別途積立金	繰越利益 剰余金				
当 期 首 残 高	200,000	982,998	△10,217	3,196,397	78,130	3,274,528
会計方針の変更による累積的影響額	-	△2,732	-	△2,732	-	△2,732
会計方針の変更を反映した当期首残高	200,000	980,265	△10,217	3,193,664	78,130	3,271,795
当 期 変 動 額						
固定資産圧縮積立金の取崩	-	1,191	-	-	-	-
特別償却準備金の取崩	-	41,969	-	-	-	-
当 期 純 利 益	-	83,133	-	83,133	-	83,133
自己株式の取得	-	-	△206	△206	-	△206
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	-	-	-	-	△19,380	△19,380
当 期 変 動 額 合 計	-	126,294	△206	82,927	△19,380	63,547
当 期 末 残 高	200,000	1,106,560	△10,424	3,276,592	58,750	3,335,342

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

<重要な会計方針に係る事項に関する注記等>

### 1. 資産の評価基準および評価方法

#### ① 有価証券

子会社株式および関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

#### ② 棚卸資産

先入先出法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、船舶および1998年4月1日以降取得した建物(建物附属設備を除く)、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は船舶8～35年、建物3～50年、構築物5～50年、機械及び装置15年、車両運搬具2～5年、器具及び備品3～20年であります。

#### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

#### ③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

### 3. 引当金の計上基準

#### ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。

#### ② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

#### ③ 退職給付引当金

退職金規程に基づく退職一時金制度を採用し、退職一時金の一部を中小企業退職金共済制度から支給する制度であります。退職給付債務の算定については、期末自己都合要支給額を退職給付債務とする簡便法によっております。

#### ④ 特別修繕引当金

船舶の定期検査費用に備えるため、修繕見積額に基づき計上しております。

#### ⑤ 関係会社事業損失引当金

関係会社の事業の損失に備えるため、当該会社に対する債権金額を超えて当社が負担することとなる損失見込額を計上しております。

#### 4. 収益及び費用の計上基準

海 運 業 収 益……航海の経過日数に基づいて当期の収益に計上し、その他の収益も発生の都度期間に応じて計上しております。

海 運 業 費 用……すべての費用は発生の都度経過期間に応じて計上しております。

#### 5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

##### ① 船舶建造借入金の支払利息の計上方法

船舶建造借入金の建造期間にかかる支払利息については、取得価額に算入しております。

##### ② 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

#### <会計方針の変更に関する注記>

##### (収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これにより、海運業収益に含まれる船客運賃、貨物運賃、及び対応する海運業費用の計上については、従来、乗船基準及び積荷基準を採用しておりましたが、当事業年度の期首より、航海の経過日数に基づいて計上する方法に変更いたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

この結果、当事業年度の売上高は451千円減少し、売上原価は497千円減少し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ46千円増加しております。また、繰越利益剰余金の当期首残高は2,732千円減少しております。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「海運業未収金」は、当事業年度より「海運業未収金及び契約資産」に含めて表示することとしております。

##### (時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、計算書類に与える影響はありません。

<会計上の見積りに関する注記>

1. 固定資産の減損

(1) 計算書類に計上した金額

有形固定資産 11,872,352千円

無形固定資産 80,166千円

なお、減損損失の計上はありません。

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当社の保有する固定資産について、固定資産の減損に係る会計基準に基づき処理を実施しております。

減損損失の認識の判定に用いられる経済的残存使用年数、将来キャッシュ・フロー、割引率等について一定の仮定を設定しております。

これらの仮定は経営者の最善の見積りにより決定しておりますが、新型コロナウイルス感染症等の将来の不確実な経済条件の変動の結果により影響を受ける可能性があり、見直しが必要となった場合、翌事業年度の計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 計算書類に計上した金額

繰延税金資産 506,595千円

なお、上記繰延税金資産は繰延税金負債と相殺後の金額を表示しております。

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の認識は事業計画を基礎とした将来の課税所得の発生時期および金額の見積りに基づき行っております。当該見積りは、新型コロナウイルス感染症等の将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期および金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度の計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

3. 関係会社投融資の評価

(1) 計算書類に計上した金額

関係会社株式 68,889千円

関係会社短期貸付金 32,000千円

関係会社長期貸付金 853,000千円

上記に係る貸倒引当金 △822,000千円

関係会社事業損失引当金 66,000千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

関係会社株式については、その実質価額が帳簿価額を著しく下回った場合、回収可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、減損処理を実施しております。なお、実質価額が帳簿価額を下回ったにも関わらず、減損処理していない関係会社株式はありません。

また、関係会社貸付金については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額について貸倒引当金を計上しております。

今後、実際の市場状況及び新型コロナウイルス感染症の収束時期等が各関係会社の経営者による見積りより悪化した場合は、関係会社株式の減損処理や関係会社貸付金に対する貸倒引当金並びに関係会社事業損失引当金の計上による追加の損失が発生し、翌事業年度の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。



<税効果会計に関する注記>

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金	386,138千円
特別修繕引当金	123,498千円
貸倒引当金	264,593千円
繰越欠損金	59,494千円
有価証券評価損	70,873千円
減損損失	203,474千円
その他	46,826千円
繰延税金資産小計	1,154,900千円
評価性引当額	△621,875千円
繰延税金資産合計	533,025千円
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	△525千円
その他有価証券評価差額金	△25,904千円
繰延税金負債合計	△26,429千円
繰延税金資産の純額	506,595千円

<関連当事者との取引に関する注記>

子会社及び関連会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	東汽観光(株)	直接所有 100%	役員の兼任 ホテル賃貸 資金の貸付	貸付金の回収	23,400	長期貸付金	495,000
						破産更生債権等	42,200
						その他流動資産	15,000
	東海自動車 サービス(株)	直接所有 100%	役員の兼任 資金の貸付	資金貸付	—	長期貸付金	169,000
	大島旅客 自動車(株)	直接所有 100%	役員の兼任 設備の賃貸 資金の貸付	資金貸付	—	長期貸付金	189,000

注1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

注2. 取引条件及び取引条件の決定方針等  
取引条件については、個別交渉の上、決定しております。

注3. 長期貸付金、破産更生債権等及びその他流動資産に対し、貸倒引当金807,000千円（当事業年度減少額18,000千円）を計上しております。

<1株当たり情報に関する注記>

- 1株当たり純資産額 1,519円72銭
- 1株当たり当期純利益 37円88銭

(注) 各注記の記載金額は全て千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

### 独立監査人の監査報告書

2023年2月13日

東海汽船株式会社  
取締役会 御中

東陽監査法人  
東京事務所  
指定社員 公認会計士 太田 裕士  
業務執行社員  
指定社員 公認会計士 大島 充史  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東海汽船株式会社の2022年1月1日から2022年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東海汽船株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2023年2月13日

東海汽船株式会社  
取締役会 御中

東陽監査法人  
東京事務所  
指定社員 公認会計士 太田裕士  
業務執行社員  
指定社員 公認会計士 大島充史  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東海汽船株式会社の2022年1月1日から2022年12月31日までの第198期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告書

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年1月1日から2022年12月31日までの第198期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2023年2月13日

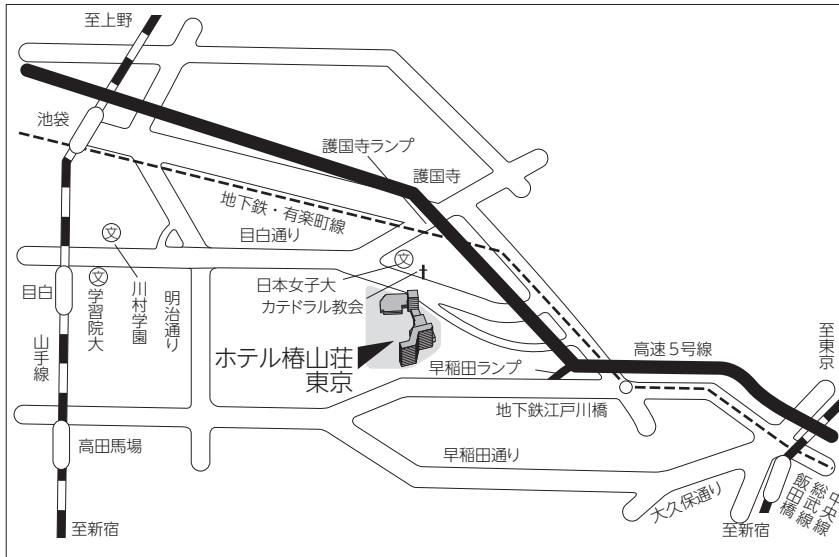
東海汽船株式会社 監査役会  
常勤監査役 藤 間 修 ㊟  
常勤監査役 竹 崎 啓 介 ㊟  
監 査 役 宇田川 秀 人 ㊟

(注) 監査役 竹崎啓介、宇田川秀人の2名は、会社法第2条第16号および第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

以 上

# 会場ご案内図



東京都文京区関口二丁目10番8号 電話 (03) 3943-1111 (代表)  
ホテル椿山荘東京 バンケット棟1階「胡蝶」

## ●バスご利用の場合

- 東京メトロ有楽町線「江戸川橋駅」1a出口から
  - ・文京区コミュニティバス「B-ぐる (ビーグル)」  
バス停「江戸川公園」より乗車、「ホテル椿山荘東京」下車
  - ・都営バス (白61系)  
バス停「江戸川橋」より「練馬駅・練馬車庫行き」乗車、「ホテル椿山荘東京前」下車
- JR「目白駅」バス停5番乗場 (駅改札前の横断歩道を渡り左手) から
  - ・都営バス (白61系)  
バス停「目白駅前」より「新宿西口行き」乗車、「ホテル椿山荘東京前」下車
- JR「目白駅」バス停8番乗場 (駅改札前の横断歩道を渡り右手) から
  - ・都営バス (白61系)  
バス停「川村学園前」より「新宿西口行き」または「ホテル椿山荘東京行き」乗車、「ホテル椿山荘東京前」下車

## ●地下鉄ご利用の場合

東京メトロ有楽町線「江戸川橋駅」1a出口より徒歩約10分



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォントを  
採用しています。